

離島奨学生育英奨学金給付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人折田財団（以下「当財団」という）事業運営に基づき、沖縄県を中心とした南西諸島のうち奄美大島以南の地域に生活の本拠を有する者の子弟で、かつ同地域の高等学校のない離島（以下「特定離島中学校」という一別紙）から高等学校及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という）に学び学業及び人物に優れているにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な高校進学者を対象に育英奨学金の給付を予約し、有益な人材を育英することを目的とした事業の運営を円滑に行うために定めるものである。

(申請者の範囲)

第2条 育英奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という）は沖縄県を中心とした南西諸島のうち奄美大島以南の地域に生活の本拠を有する者の子弟で、かつ特定離島中学校の3年生で高等学校（通信制は含まず）又は特別支援学校高等部への進学を希望する者とする。

2 前項の高等学校等とは、次に掲げる学校のことをいう。

- (1) 高等学校（私立高校も含む）
- (2) 特別支援学校の高等部

(申請資格の基準)

第3条 申請者は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 向学心に燃えている者
- (2) 修学に経済的援助を必要と認められる者
- (3) 他から同種類の奨学金（返済義務のない奨学金）等の給付を受けない者。貸与型奨学金との併用は認めるものとする。

2 育英奨学金の支給を受ける者は、前項の要件に該当し、在学する学校長の推薦を受けられる者でなければならない。

3 当財団から育英奨学金の支給を受ける者を育英奨学生（以下「奨学生」という）と称し、給付する学資を育英奨学金と称する。

(育英奨学金の金額及び給付期間)

第4条 育英奨学金の額は、奨学生1人につき年額30万円とする。

2 育英奨学金の給付は高等学校へ進学している新1年生の1年間とする。

3 前項において、休学期間は除く。

(給付方法)

第5条 育英奨学金の給付は一括で6月に奨学生又は保護者（保護者のない場合は親権者又は後見人。以下同じ）の指定する金融機関口座に振込送金する。

2 奨学金の給付日に高等学校等に在学していない者については、これを給付しない。

(育英奨学金受領の確認)

第6条 奨学生は、育英奨学金を受領後、遅滞なく受領書を当財団に提出しなければならない。

(申請方法)

第7条 申請者は、次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに在学する学校長を経て当財団に提出する。

(1) 離島奨学生育英奨学金給付申請書（様式離第1号）

(2) 在学学校長の推薦書（様式離第2号）

(3) 奨学金申請者家族調書（様式離第6号）

(4) 所得証明書（同一世帯の納税義務者全員について、市町村の発行する所得証明書）

(5) 申請者及び保護者（親権者又は後見人。以下同じ）の住民票記載事項証明書

2 学校長は、申請者より前項の申請があったときは、別に定める期日までに申請書類をとりまとめ当財団に提出する。

(選考方法)

第8条 当財団に、離島奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会で、申請者の申請書類に基づき育英奨学金の給付対象者を選考する。

3 但し、申請者が募集人員に満たない場合は選考委員会を開催しない。

(選考委員会)

第9条 選考委員は学識経験者から選出し、代表理事が委嘱する。

2 選考委員会は、申請者の申請書類に基づき選考し、当財団に推薦する。

(奨学生予定候補者の予約・決定)

第10条 奨学生の採用は当財団で、選考委員会の推薦に基づき奨学生予定候補者を予約し、又は決定する。

2 奨学生として採用を予約された予定候補者に対しては「離島奨学生採用内定通知書」（様式離第9号）をもって出願の際の在学学校長を経て本人に通知する。

3 奨学生予定候補者として採用を予約された者は、次に掲げる書類を別に定める期日

までに、当財団に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式離第3号）
- (2) 離島奨学生育英奨学金送金先申請書（様式離第4号）
- (3) 在学等を証明できるもの（高校の在学証明書）

4 前項に規定する書類が全て受理されたときは、奨学生採用の決定があったものとみなす。

（決定時期）

第11条 奨学生の決定時期は、別に定める。

（決定通知）

第12条 奨学生への決定通知は本人に通知する。

2 第10条3項に規定する書類が全て受理されたときは、奨学生採用の決定があったものとみなす。この場合において、当財団は「離島奨学生採用決定通知書」（様式離第10号）をもって通知する。

（給付の解除等）

第13条 当財団は、育英奨学金の給付を予約した後においても、奨学生が次に掲げるいずれかに該当すると認められたときは、その予約を解除することができる。

- (1) 第3条の受給資格に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により育英奨学金の給付の予約を受けたとき
- (3) 給付を辞退したとき
- (4) 退学したとき
- (5) 高等学校等において、停学その他の処分を受けたとき

2 前項の規程により奨学金の給付を解除したとき、すでに給付した奨学金の全部、又は一部の返納を命ずることができる。

（届出及び提出義務）

第14条 奨学生は、次に掲げるいずれかに該当するときは、高等学校等を経て当財団に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、退学したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 給付を辞退したとき
- (4) 奨学生及び保護者の氏名、住所、その他重要な事項に変更のあったとき
- (5) その他重要事項に変更が生じた場合

3 保護者は、前項のいずれかに該当するときに、本人からの届出がないときは、本人に代わり、その事実を当財団に届け出るものとする。

4 本条の届け出は、いずれも在学学校長の認印を必要とする

(個人情報の保護に関する方針)

第 15 条 奨学生応募者及び育英奨学生に関する身上書等個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、育英奨学生予定候補者の選考、育英奨学金給付、育英奨学生との連絡等奨学事業の運営に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理することとする。

(規格外事項)

第 16 条 この規程の定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(細則)

第 18 条 この規程の施行に関する細則は、代表理事が別に定める。

付 則

この規程は、令和 4 年 1 2 月 1 日より実施する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日より一部改訂する。

別紙

特定離島中学校：本島または公立高等学校が設置されている離島と橋梁等で繋がっていない高等学校未設置離島

【沖縄県内特定離島中学校：26校】

- ①伊江村：伊江中学校
- ②伊平屋村：伊平屋中学校、野甫中学校
- ③伊是名村：伊是名中学校
- ④うるま市：津堅中学校
- ⑤南大東村：南大東中学校
- ⑥北大東村：北大東中学校
- ⑦南城市：久高中学校
- ⑧渡嘉敷村：渡嘉敷中学校
- ⑨座間味村：座間味中学校、阿嘉中学校、慶留間中学校
- ⑩粟国村：粟国中学校
- ⑪渡名喜村：渡名喜中学校
- ⑫多良間村：多良間中学校
- ⑬竹富町：竹富中学校、黒島中学校、小浜中学校、波照間中学校、大原中学校、船浦中学校、西表中学校、船浮中学校、鳩間中学校
- ⑭与那国町：与那国中学校、久部良中学校
- ⑮本部町：水納中学校（現在休校中）

【奄美群島内特定離島中学校：4校（加計呂麻島、与路島、請島の3島から大島へ）】

- ①瀬戸内町立諸鈍小中学校 ②瀬戸内町立伊子茂小中学校
- ③瀬戸内町立池地小中学校 ④瀬戸内町立与路小中学校